

栄養改善加算	低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対して、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成するなど、栄養改善サービスを行った場合に算定	1回につき(3月以内に限り1月に2回を限度) 200円
口腔・栄養スクリーニング加算 I	口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態又は栄養状態のスクリーニングを行い情報をケアマネジャーに提供した場合に算定	1回につき 5円(6月に1回)
口腔機能向上加算 I II	口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として口腔清掃指導や摂食嚥下訓練の実施等を個別的に実施した場合に算定	1月につき(3月以内に限り1月に2回を限度) I 150円 II 160円
褥瘡マネジメント加算 I II	継続的に利用者ごとの褥瘡の発生とリスクを評価し、多職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、そのケアの内容や状態を記録するなどの褥瘡管理を実施している場合に算定	1月につき I 3円 II 13円
排せつ支援加算 I II III	排せつに介護を要する利用者であって、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同で、当該利用者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づく支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定	1月につき I 10円 II 15円 III 20円
科学的介護推進体制	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を看護小規模多機能型居宅介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に算定	1月につき 40円
看護体制強化加算 I ★	利用者の重度化を踏まえ看護体制を強化している場合に算定 ※ターミナル件数等の条件による	1月につき 3,000円
看護体制強化加算 II ★	利用者の重度化を踏まえた看護体制をとっている場合の加算	1月につき 2,500円
退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の利用者が退院又は退所するにあたり共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後初回の訪問看護を行った場合	1回600円(厚生労働大臣の定める状態は2回加算可)
介護職員等 処遇改善加算 ★	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)	所定単位数の I 14.9% II 14.6% III 13.4% IV 10.6%

※ ★がついた加算については、区分支給限度額対象外となります。

※ 本人様の状況や条件などに合致した加算の追加などご相談させていただきます。

※ その他の利用可能なサービスは、福祉用具貸与 福祉用具購入 住宅改修 居宅療養管理指導訪問リハビリテーションに限られます。

(4) 短期利用居宅介護の料金(1日あたりの利用料)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担 (1割の場合)	571円	638円	706円	773円	839円